

【活動組織の紹介】わたしたちもがんばっています！

ふるさと平松を守る会（東近江市） 事務局 中田 久喜

～地区概要～

当地区は琵琶湖の東、湖東平野に位置する田園地帯です。

当活動組織は、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」がスタートした平成19年度に活動組織を設立し、自治会をはじめ、老人会や子供会など地域住民参加型で農村環境保全活動などに取り組んでいます。

また、現在は平成29年度から東近江市に設立された広域組織に協定参加しています。

活動範囲は田 34ha（全て水田）

施設は開水路 7.7 km パイプライン 0.6km, 農道 4.0km です。

～主な取組～

★4月、5月の代掻き期、田植え前・後の時期には田んぼから濁水を流さない取り組みとして、広報活動や透視度調査を行っています。



透視度調査

★生態系保全活動として身近な水路でホタルの観察会や自治会主催の夏祭りに参加して、活動紹介や身

近な生き物展示など、地域住民との交流活動にも取り組んでいます。また、広域組織が設立された平成29年度からは当地区で広域組織主催の生き物観察会が行われ、近くの幼稚園の園児も参加しています。



生き物観察会

農地等を活用した景観形成

★戦時中、当地区に学童集団疎開された方から77名の当時の農村生活を偲ぶイラスト画を提供いただきました。地域の「歴史」や「農村文化の伝承」も地域資源であるとの新たな気づきがありました。これからは隠れた地域資源を発掘し活気ある活動につなげていきたいと考えています。



学童集団疎開中の農村生活を偲ぶイラスト成瀬國晴氏提供

編集後記

★世界に目を転じると、国家間で紛争が起こっている地域があります。双方言い分はあることとは思いますが、一刻も早い平和的な解決を願うばかりです。

身近なところでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されます。第6波ということですが、いつまで続くのかと思うとうんざりします。継続して手洗いや消毒、咳エチケット、三密の回避などに取り組みましょう。(A.W)

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

●本協議会は、活動組織への支援として技術研修会の開催や情報発信などを行っています。

●書類作成にかかる参考資料や活動事例などの情報をホームページでお知らせしています。

農村まるごと

検索

<https://www.shiga-nouson-marugoto.com/index>

Email: kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com

回覧

まるごとだより 第50号

にぎわいある農村をみんなで守り育てよう

『令和3年度 第2回 農村まるごと保全技術研修会』を開催しました

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年のように会場にてご参集いただく形式を取りやめ、以下の内容で令和4年3月18日(金)から『YouTube』での動画配信をご案内したところ、たくさんの方から視聴希望のお申込みをいただきました。動画については、4月28日(木)まで視聴が可能ですので、ご希望の方は推進協議会事務局までお申込みください。

【内容】

◆講義 『刈払機の安全な使い方』

講師：中川 仁男さん

(ながはま森林マッチングセンター/林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部)

◆講義 『農業濁水防止のための管理作業マニュアル(手順書)について』

講師：石田 有希主査(滋賀県農政水産部農業経営課)

◆説明 『実施状況報告書作成および活動の注意点』

説明者：滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会事務局

本研修会は、活動期間(5年間)中に、各1回以上受講が必要な「事務・組織運営等の研修」、「機械の安全使用に関する研修」および「機能診断・補修技術等の研修」に該当します。まだ受講されていない活動組織の方は、忘れずに受講をお願いします。

『農村まるごと保全サポートセンター』を開設します

令和4年4月1日(金)から、水土里ネット滋賀が実施する推進協議会の事務局は以下の場所に拠点を移します。皆様の活動推進の一助となるように頑張ってお参りますので、引き続きよろしくお参ります。

名称：農村まるごと保全サポートセンター
(滋賀県土地改良事業団体連合会 長浜事業所)

所在地：〒529-0233
長浜市高月町渡岸寺124番地
電話番号：0749-59-3636
FAX：0749-59-3635

【外観】

この場所で実際に稼働するのは、4月11日からとなります！



目次

☆令和3年度第2回農村まるごと保全技術研修会を開催しました

☆『農村まるごと保全サポートセンター』を開設します

☆令和4年度 制度の拡充について

☆令和3年度 農政局が行う抽出検査における主な指摘事項について

☆わたしたちもがんばっています！(ふるさと平松を守る会・東近江市)

発行 (2022.3)

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

〒521-1224
東近江市林町601番地
水土里ネット滋賀内
電話 0748-42-4806
FAX 0748-42-5574
Email: kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com

【位置図】



令和4年度 制度の拡充について

広報活動・農的関係人口の拡大《R4～》

【内容】

- 「60 広報活動（多面的機能の増進を図る活動）」が「60 広報活動・**農的関係人口の拡大**（多面的機能の増進を図る活動）」に拡充されます。

【注意点】

- ◇多面的機能の増進を図る活動で必須取組としている広報活動の活動項目に、「**地域外からの呼び込み**」が追加され、支援対象となります。

⚠注意⚠ 『広報活動』について

- 「51 農村環境保全活動（啓発・普及）『広報活動』」と
- 「60 多面的機能の増進を図る活動『広報活動』」の比較

支払名	資源向上支払（共同）	資源向上支払（共同）
活動項目	①農村環境保全活動（啓発・普及） 「広報活動」	②多面的機能の増進を図る活動 「広報活動」
取組番号	51	60
必須の別	必須	必須 (中山間地域等においては任意)
目的	◆農村環境保全活動に対する 地域住民等の理解を深めるために実施 ◆外来種の侵入防止や駆除に対する 理解を醸成するために実施	◆本対策の活動に対する 多様な主体の参画を促進するために実施
活動の例	◆組織(集落、構成団体等)で行う勉強会や研修会 ◆話し合いの場の設置 ◆組織内の活動状況の情報共有および発信 ○チラシ、パンフレット、機関誌、ポスター等の作成・頒布 ○啓発看板の設置 ○インターネットのホームページの開設・更新 など	◆組織内外の活動状況の情報共有および発信 ○チラシ、パンフレット、機関誌、ポスター等の作成・頒布 ○啓発看板の設置 ○インターネットのホームページの開設・更新 ○ 地域外からの呼び込み （ボランティア活動の募集等） など

※原則、①における「広報活動」と、②における「広報活動」は、別々に実施しなければなりません。
※1つの広報活動の中で、①②それぞれ明確な違いが対外的に示せる場合は、あわせて実施しても構いません。

令和3年度 農政局が行う抽出検査における主な指摘事項について

近畿農政局による抽出検査が実施され、主な内容として以下のような指摘がありました。令和4年度以降の活動の際はご注意ください。よろしくお願いいたします。

指摘を受けた書類等	指摘事項	詳細・対応
活動記録と金銭出納簿（日当整理帳）の不整合	●参加人数と従事時間が整合していません	活動記録に記載の参加人数と日当整理帳の記載内容は必ず整合させてください。
〃	●従事時間が異なる場合は分けて記載してください	同じ日の同じ作業であっても、従事者によって出役した時間が異なる場合は、活動記録の行を分けて時間ごとに整理してください。
金銭出納簿や証拠書類の不備	●「草刈り刃」の分類は、『購入・リース』ではなく『その他支出』としてください	「草刈り刃（チップソー等）を購入した場合の金銭出納簿での分類は、『5.購入・リース』ではなく、『7.その他支出』として整理してください。
〃	●日付が空欄の見積書が見受けられます	見積書、請求書、領収書には、必ず当該年度内の日付が記入されていなければなりません。
〃	●通帳出金前の支出については、必ず「立替払い返金領収書」を整備し、立替者に返金した日付で金銭出納簿を整理してください	昨年3月に発行した、「まるごとだより第48号」にて説明した内容を参考に、通帳出金前の支払いがあった場合は、必ず「立替払い返金領収書」を作成・添付してください。
〃	●ポイントの付与を受けたレシートが見受けられます	支払いの際にポイントカード等を提示すると、ポイントが個人に付与され、個人の利益となってしまいますので、絶対に止めてください。 ※実際に買い物に行く人への周知が重要です。
〃	●領収書の宛名漏れおよび不備が散見されます	領収書やレシートには必ず宛名を記入してください。その際、活動組織名を省略したり「〇〇自治会」や「〇〇子ども会」などにならないよう 正式な活動組織名 を記入してください。 ※実際に買い物に行く人への周知が重要です。
財産管理台帳	●記入漏れや掲載が不要な資材等（消耗品）の記載が見受けられます	交付金を使って購入した備品の記入漏れや掲載が不要な資材等（消耗品）の記載が無いようにご注意ください。
総会	●委任状を整理してください	自治会等における総会と同様、不参加者には委任状をもらって整理してください。
〃	●総会での議決事項は、欠席者を含め全構成員に周知徹底してください	総会に欠席された方がいれば、議決事項に関する資料を渡して十分に説明をする等周知徹底してください。
その他	●万一に備えて、保険加入を検討してください	全国において共同活動の際に事故が発生しています。是非保険への加入をお願いします。（なお、活動にかかる保険料の支出については、本交付金の対象となります。）